

都市計画法 53条の許可申請のフローチャート

都市計画法第53条は、都市計画施設内に建築物の建築をしようとする者は、許可を受けなければならない。

許可の基準は、都市計画法54条により示されている。また、許可を受ける必要がない項目（都市計画法53条但し書き）は、政令に定められている。

なお、都市計画法53条の許可は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、倉吉市が処理している。

